

金融機関提携創業者支援保証「^{えん}縁Ⅱ」の創設について

創業における資金調達のコスト負担を最大限抑制した、金融機関提携創業者支援保証「縁Ⅱ」を平成 30 年 4 月 1 日に創設いたします。

【制度の特徴】

1. 金融機関との連携により保証料ゼロを実現！

創業における資金の調達コストが抑えられます。

2. 多くのお客さまにご利用いただいた保証制度「縁」の制度内容を拡充しました！

取扱いを終了した保証制度「縁」をより利用しやすく、かつ、お客さまの経営の安定に資する形に制度内容を拡充し、「縁Ⅱ」として創設します。

【制度の拡充内容】

	前回「縁」 (取扱終了)	今回「縁Ⅱ」 (4月1日から取扱開始)
保証限度額	1,000 万円	2,000 万円
ご利用いただける方	創業計画段階不可	創業計画段階可

【制度の概要】

ご利用いただける方	産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第115条第1項に規定する創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)の対象となる方。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ⑥中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
保証金額	最大 2,000 万円 ※ただし、創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)の既保証残高との合算で 2,000 万円となります。

資金使途	事業の安定に必要な運転資金及び設備資金
保証期間	10年以内(据置期間1年以内を含みます)
貸付金利	金融機関所定利率
信用保証料率	年0.91%(お客さまのご負担は“ゼロ”です)
貸付形式	証書貸付
返済方法	均等分割弁済
連帯保証人	原則として法人の代表者を除いては、保証人不要
担保	不要
申込取扱期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日